

# 改正意匠法下における意匠法と著作権法の適用範囲の調整



弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
弁護士 大須賀 滋

## 1 はじめに

令和元年法律第3号特許法等の一部を改正する法律により改正された意匠法（以下「改正法」といい、改正法施行前の意匠法を「現行法」という。改正の前後を通じて変更のない条文については、単に「法」と表記する。改正法の施行は、一部の規定を除き、法律の公布の日（令和元年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされているが、未だ施行されていない。）の主要な改正点については、前稿（本誌201号23頁）で紹介したところである。本稿では、改正法をめぐる法律上の論点のうち、改正法下での意匠法と著作権法の適用範囲の調整の論点に絞って検討することとしたい。

## 2 応用美術に関する議論

著作権法の保護と意匠法の保護との関係については、近年、TRIPP TRAPP事件の知財高裁判決（知財高裁平成27年4月14日判決・判例時報2267号91頁）を契機として活発に議論された。同判決では、応用美術を「実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物」と定義した上で、それらの表現物につき、直ちに著作物性を一律に否定することは相当でないとして、TRIPP TRAPPという製品名の幼児用椅子について著作物性を肯定した（ただし、被控訴人製品は非類似であるとして権利侵害は否定した。）。

従来裁判例では、純粹美術と同視できるものが著作物として保護されるとするものが多かった（例えば、神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決・無体裁集11巻2号371頁（仏壇彫刻事件）、東京地裁昭和56年4月20日判決・判例時報1007号91頁（Tシャツ事件）、京都地裁平成元年6月15日判決・判例時報1327号123頁（佐賀錦袋帯事件）、東京地裁平成2年7月20日判決・無体裁集22巻2号430頁（木目化粧紙事件）、仙台高裁平成14年7月9日判決・判例時報1813号145頁（ファービー人形事件））。しかし、これに対しては、従来裁判例が、段階理論的解釈をしているとしてこれを批判するものもあった（上野達弘「応用美術の著作権保護—「段階理論」を越えて—」*パテント*67巻4号96頁）。そのような状況下で、上記知財高裁判決は純粹美術と同視できるか否かという判断基準を採用せず、通常の著作物の場合と同様、作者の個性が発揮されていれば著作物といえるとの判断をしたものである。

上記知財高裁判決に対しては、これを肯定する立場とみられるものもある。フランス法の「美の一体性の理論」に立脚し、純粹美術と同視できるものに限り著作物性を認めるという考え方は